

# 関係府省庁提出資料

重点	ヒアリング事項	府省庁	ページ
27	指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準等の緩和	厚生労働省	1
28	市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和	厚生労働省	7
36	社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し	厚生労働省	13
34	診療報酬や障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金に係る市町村負担の取扱いの見直し	厚生労働省 こども家庭庁	18
3	住所変更等に伴う手帳等の記載事項変更の届出の廃止等	厚生労働省	42
18	認定特定行為業務従事者認定証等のデジタル資格者証への移行	厚生労働省	58

# 指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置 基準等の緩和

＜令和8年 地方分権提案 重点事項番号27 / 管理番号27、28＞

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和8年7月3日

厚生労働省 老健局

# 提案内容及び一次回答（管理番号27：指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し）

## 提案内容

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2章第2条第1項ただし書の「入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、（略）第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。」という規定について、「入所定員が40人を超えない」という文言の撤廃又は入所定員の増員を求める。

## 一次回答

- ② • 指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置については、入所者の栄養管理を適切に実施する観点から、一定規模以上の施設については栄養士又は管理栄養士の配置を求めているところである。
- また、当該配置については常勤に限らず非常勤による配置も可能としており、各施設の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう配慮しているところである。これらを踏まえ、本件の検討にあたっては、まずは貴自治体内における医療機関、介護施設その他の福祉施設等における栄養士又は管理栄養士の配置状況や、人材確保の実態について具体的にお聞きしたい。
- 一方で、入所定員が40人を超えない施設については、一定の条件の下、栄養士又は管理栄養士を置かないことを可能とする特例を設けているものである。この定員要件を撤廃又は変更することは、適切な栄養管理体制の確保に影響を与えるおそれがあるため、慎重な検討が必要である。

# 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（参照条文等） 〈管理番号27〉

## 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（抄）

（従業者の員数）

第二条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

二・三 （略）

四 栄養士又は管理栄養士一以上

## 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成一二年三月一七日) (老企第四三号)(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)（抄）

第二 人員に関する基準(基準省令第二条)

2 栄養士

基準省令第二条第一項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員(健康増進法第十九条に規定する栄養指導員をいう。)との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。

# 提案内容（管理番号28：指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等）

## 提案内容

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第9項において、「第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定されているところ、他の居宅介護支援事業者での勤務を可能とするなど柔軟な勤務を可能とするため、「常勤」の撤廃、「当該指定介護老人福祉施設」の撤廃、また、介護支援専門員に「介護支援専門員と同等の能力を有する者」などを追加することを求める。

# 一次回答（管理番号28：指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等）

## 一次回答

- 指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の専従要件については基準省令にて、「専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定している。当該規定は、入所者の処遇に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点から、当該施設において安定的かつ継続的に業務に従事する体制を担保する趣旨で設けているものである。
- そのうえで、本件の検討にあたっては、まずは貴自治体内における介護施設等における介護支援専門員の配置状況や、人材確保の実態について具体的にお示しいただきたい。あわせて、ご指摘の「介護支援専門員と同等の能力を有する者」について、想定される人材の範囲や要件等についてもお聞きしたい。

### 5 【常勤要件について】

- 常勤要件については、介護支援専門員が施設サービス計画の作成及びモニタリング等を継続的かつ安定的に実施するために必要な勤務体制を確保する観点から設けているものであり、その見直しは、入所者の処遇に影響を与えるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。

### 【他の事業所の業務への従事について】

- 常勤の介護支援専門員が居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務をすることは認められていない。これは、居宅介護支援事業所が、利用者の選択に基づきサービスを公正中立に調整する役割を担うものであり、特定のサービス又は事業者に偏ることを防止する観点から、その独立性を確保する必要がある点を踏まえたものであり、その見直しについては、慎重な検討が必要である。

### 【介護支援専門員について】

- 介護支援専門員の資格要件については、適切なケアマネジメントを担保する観点から国家資格として位置付けられているものであり、「同等の能力を有する者」への拡大については、ケアマネジメントの質の確保に与える影響等を踏まえた慎重な検討が必要である。

# 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（参照条文等） 〈管理番号28〉

## 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（抄）

（従業者の員数）

第二条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。～（略）

一～五 （略）

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2～8 （略）

9 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

## 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成一二年三月一七日) (老企第四三号)(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)（抄）

第二 人員に関する基準(基準省令第二条)

1～3 （略）

4 介護支援専門員

(1) 介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を一人以上配置するものとする。したがって、入所者が一〇〇人未満の指定介護老人福祉施設であっても一人は配置しなければならない。また、介護支援専門員の配置は、入所者の数が一〇〇人又はその端数を増すごとに一人を標準とするものであり、入所者の数が一〇〇人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではない。

(2) 介護支援専門員については、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。

なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。

# 市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の 指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和 〈令和 8 年 地方分権提案 管理番号 9〉

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和 8 年 7 月 3 日

厚生労働省 老健局

# 要介護認定制度

介護保険法第27条第1項

申請

※ 要介護認定申請中に暫定ケアプランに基づく介護サービス提供も可能。

介護保険法第27条第3項

主治医意見書

介護保険法第27条第2項等

基本調査  
(74項目)

特記事項

認定調査員等による心身の  
状況に関する調査

要介護認定等に係る介護認定審査会による  
審査及び判定の基準等に関する省令

要介護認定基準時間の算出  
状態の維持・改善可能性の評価  
(コンピュータによる推計)  
一次判定

介護保険法第27条第4～6項

介護認定審査会による審査  
二次判定

介護保険法第27条第7、8項

要介護認定

※ 認定は申請日にさかのぼってその効力を生ずる。

(介護保険法第27条第8項)

## 認定調査が委託可能な範囲

	市町村		委託							
			指定市町村事務受託法人				指定居宅介護支援事業者等※1			
	介護支援 専門員	その他職種 無資格の 者を含む	介護支援 専門員	市町村職員 OB等※2	看護師、介護 福祉士等※3	その他職種 無資格の 者を含む	介護支援 専門員	市町村職員 OB等※2	看護師、介護 福祉士等※3	その他職種 無資格の 者を含む
○ 新規申請	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
更新申請・区分変更申請	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×

※1 指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター及び介護支援専門員

※2 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者（認定調査に従事した経験が1年以上である者）

※3 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者（介護保険法施行規則113条の2第1号又は第2号で規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者）

# 提案内容及び一次回答

## 提案内容

- 市区町村が介護認定の訪問調査（新規申請を除く）を委託する際の調査員の資格要件を、介護支援専門員に限らず、「その他の保健、医療、または福祉に関する専門的知識を有する者」に緩和するよう求める。※（「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日付け老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）より抜粋）
- 介護支援専門員以外の保健、医療、福祉に関する専門的知識を有する者は、以下の①又は②のいずれかに該当する者とする。
  - ① 介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者
  - ② 認定調査に従事した経験が1年以上である者

## 10 一次回答

- 要介護認定に係る調査（以下「認定調査」という。）について、市町村は、更新及び区分変更に係る認定調査を指定市町村事務受託法人又は指定居宅介護支援事業者等へ委託することができることとしている。
- 認定調査の質を確保する観点も踏まえ、指定市町村事務受託法人に委託する場合は、「指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員」が行うことを基本としつつ、「その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」が実施できることとしており、指定居宅介護支援事業者等に委託する場合は、中立・公正性を確保する観点も踏まえ、指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員であって、都道府県又は指定都市が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）を修了した者が認定調査を行うことを可能としているところであるが、保険者の負担軽減等の観点も踏まえ、必要な検討をしてまいりたい。

# 指定居宅介護支援事業者等への認定調査の委託について（参照条文等）

## 介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

（要介護認定の更新）

第二十八条 要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

2～4 （略）

5 市町村は、前項において準用する前条第二項の調査を第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設（以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

6～10 （略）

## 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）（抄）

（要介護更新認定の申請等）

第四十条 法第二十八条第二項の規定により要介護更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一～四 （略）

2・3 （略）

4 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護支援事業者
- 二 地域密着型介護老人福祉施設
- 三 介護保険施設
- 四 地域包括支援センター

5 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業者等若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 指定居宅介護支援等基準第二十五条に違反したことがないこと。
- 二 指定介護老人福祉施設基準第三十二条（中略）に違反したことがないこと。
- 三 介護老人保健施設基準第三十三条（中略）に違反したことがないこと。
- 四 介護医療院基準第三十七条（中略）に違反したことがないこと。
- 五 指定地域密着型サービス基準第一百五十四条（中略）に違反したことがないこと。
- 六 法第六十九条の三十四第一項及び第二項に違反したことがないこと。

# 指定居宅介護支援事業者等への認定調査の委託について（参照条文等）

## 「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）（抄）

### 2 要介護認定に係る調査の実施者

(1)・(2) (略)

### (3) 指定居宅介護支援事業者等への委託

市町村は、新規の要介護認定に係る認定調査を除き、認定調査を指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設若しくは地域包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であって規則第40条第5項の要件を満たすものに委託することができる。

### 2.4) 認定調査員

市町村職員、認定調査について市町村から委託を受けた指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者、指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員並びに介護支援専門員であって、本職通知（中略）により都道府県又は指定都市が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）を修了した者（以下「認定調査員」という。）が、別途老人保健課長名で通知する「認定調査票記入の手引き」に従って、別添2に示す認定調査票を用いて認定調査の対象者（以下「調査対象者」という。）に関する認定調査を実施する。（中略）

介護支援専門員以外の保健、医療、福祉に関する専門的知識を有する者は、以下の①又は②のいずれかに該当する者とする。

- ① 規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者
- ② 認定調査に従事した経験が1年以上である者

# 社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し (管理番号R7-241)

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）

## 提案内容

社会保険（以下「社保」という。）における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合（以下、「同月得喪」という。）には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求める。

## 対応方針

健康保険料における、被保険者が資格を取得した月と同じ月内にその資格を喪失した場合の保険料の算定については、令和7年度中に保険者や事業主等への実態調査を開始した上で、その結果を踏まえ、当該保険料の算定の在り方について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 同月特喪に関する保険者アンケートの概要

## (概要)

健康保険の全保険者（1365保険者）を対象に同月得喪に関するアンケート調査を行い、約900保険者から回答があった。

### 令和6年度の同月得喪該当者に関するデータ

- ・同月得喪の該当者を算出可能とした保険者の約98%が、同月得喪該当者の被保険者に占める割合は1%未満。（そのうち約1割は該当者なし。）
- ・該当者のうち約75%は標準報酬月額26万円以下の者である。また、約80%以上の保険者においては、保険料収入に占める同月得喪該当者の保険料収入の割合は0.1%以下であり、大半の保険者において保険料収入に占める同月得喪該当者の保険料収入の割合は大きくない。
- ・業種ごとの偏りは見られない。

### 自由記述で寄せられた主な意見

15

#### 【件数の多い意見】

- ・保険料を支払っていない者に保険給付を行う可能性があるが、その場合は他の被保険者が医療費を負担することになる。徴収だけでなく、医療費負担等の給付についても整理をするべきではないか。
- ・稀有な事案に対応するために、システム改修を行う必要が生じるが、費用は誰が負担をするのか。
- ・保険給付を行う可能性があるだけでなく、資格取得時に事務費等の経費が生じているため、保険料を徴収しなければ、他の被保険者の負担が増加する。

#### 【制度変更をした場合の懸念点についてのその他の意見】

- ・退職したことが翌月になって判明した場合の対応に負荷がかかる。
- ・月末の加入者からのみ徴収を行う場合は、同月得喪の該当者が国保の届出期間内に届出をせず月末時点で無資格となった際に、保険料の支払いを免れうるため、当該行為を繰り返し行うなど、制度を悪用される可能性がある。
- ・仮に日割りを検討する場合には、健保だけで対応を行っても本質的な解決にならず、国保も含めた検討を行うべき。

## (参考) 参照条文

### 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（被保険者の保険料額）

第百五十六条 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）である被保険者 一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率（基本保険料率と特定保険料率とを合算した率をいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額

二 介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者 一般保険料額

よ 2 前項第一号の規定にかかわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者が介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合においては、その月分の保険料額は、一般保険料額とする。ただし、その月に再び介護保険第二号被保険者となった場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。

### 国民健康保険条例参考例(抄)(平成一二年三月三一日事務連絡)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

- 第二十一条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第十五条、第十八条の六の三の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第十八条の八の額又は第二十二条第一項各号(同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第二十二条の三第一項(同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第十八条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第二十二条の三第四項第一号(同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第二十二条の四第一項各号(同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第五項各号(同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十五条若しくは第十八条の六の三の額若しくは第十八条の八の額又は第二十二条第一項各号に定める額、第二十二条の三第一項に定める第十八条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第二十二条の三第四項第一号に定める額、第二十二条の四第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

# 未回収の診療報酬返還金の国返還についての 取り扱いの見直しについて（管理番号R7-173）

18

令和8年7月3日

厚生労働省 保険局 国民健康保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare

重点34：診療報酬や障害者自立支援給付  
費国庫負担金等の返還金に係る市町村  
負担の取扱いの見直し  
(こども家庭庁、厚生労働省)

# 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）

## 記載内容

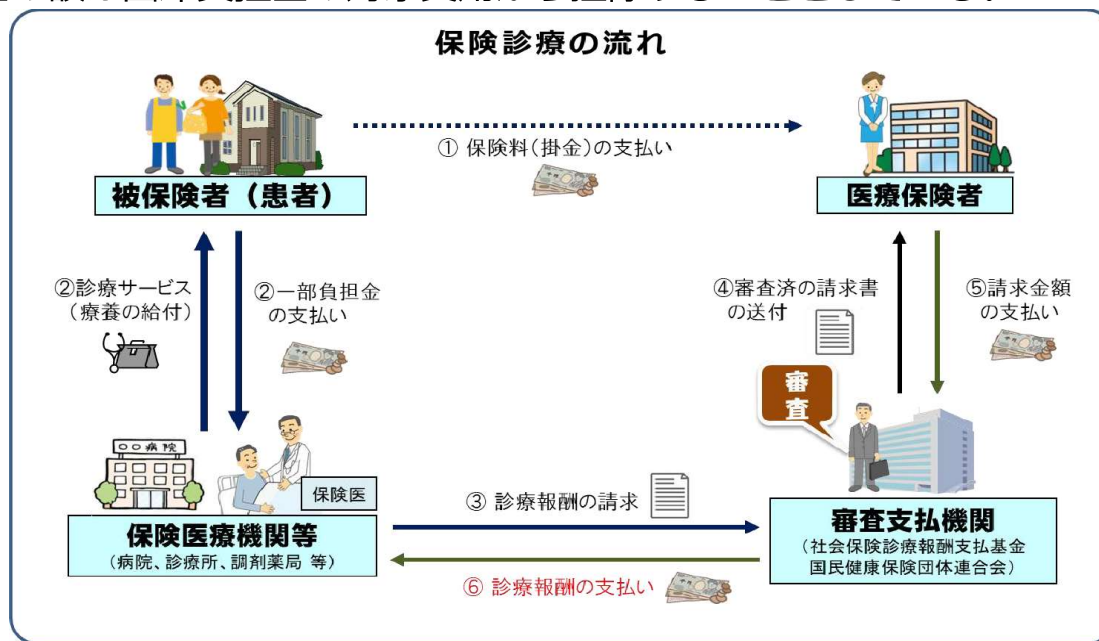
○児童福祉法（昭22法164）、国民健康保険法（昭33法192）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（児童福祉法57条の2第2項、国民健康保険法65条3項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律8条2項）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 現行制度について

## 現行制度

- 国民健康保険制度において、市町村は、被保険者の疾病及び負傷に関して、療養の給付を行うこととしており、当該給付に関する費用を保険医療機関等に支払うことによりこれを行うこととしている。
- 市町村は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があったときは、法令に規定する算定方法及び定めを照らして審査した上で支払うものとしている。当該審査及び支払に関する事務については、国保連合会等に委託することができる。
- また、国からは、療養の給付に関する費用の額（当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）等の一定割合について、都道府県を通じ市町村に対して国庫負担金等を交付している。
- 療養の給付に関する費用等として、保険医療機関等への過誤払が生じた場合は、当該過誤払に係る保険医療機関等からの返還金の額は国庫負担金の対象費用から控除することとしている。



# 診療報酬（国民健康保険）における保険医療機関等に対する返還請求及び返還等の状況（令和8年2月 厚生労働省保険局国民健康保険課調査結果）

## <各市町村における返還請求・不納欠損の状況>

### ○金額ベース

（単位：千円）

年度	返還請求額	不能欠損額	返還未済額
R2	183,519,685	358	355,904
R3	247,204,304	26,294	1,389,469
R4	238,899,614	157,483	25,942,574
R5	149,530,441	9,978	26,019,802
R6	124,766,031	55,600	26,354,372
合計	943,920,075	249,713	—

### ○件数ベース

（単位：件）

年度	返還請求件数	不納欠損件数
R2	363,396	12
R3	159,282	19
R4	106,696	93
R5	107,727	24
R6	92,370	42
合計	829,471	190

注1 調査回答数：1,341/1,741市町村

注2 返還請求額・件数：当該年度に返還請求を行ったもの

注3 不納欠損額・件数：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度に不能欠損処理を行ったもの

注4 返還未済額：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度末時点で返還が未済のもの

## (参考) 参照条文①

### 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（抄）

（療養の給付）

第三十六条 市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

一～五 （略）

2・3 （略）

（保険医療機関等の診療報酬）

第四十五条 市町村及び組合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に関し市町村又は組合に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者（第五十七条に規定する場合にあつては、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員）が当該保険医療機関等に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2・3 （略）

4 市町村及び組合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定めを照らして審査した上、支払うものとする。

5 市町村及び組合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している都道府県、市町村及び組合の数がその区域内の都道府県、市町村及び組合の総数の三分の二に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる。

6～8

第七十条 国は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（第七十三条第一項、第七十五条の二第一項、第七十六条第二項及び第百四条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに当該都道府県による高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二を負担する。

一 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額の二分の一に相当する額を控除した額

二 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）

2・3 （略）

## (参考) 参照条文②

### 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）

#### (定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2・3 (略)

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- 二 (略)

#### (決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

#### (補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

# 不当利得の返還金に係る債権管理等の適正化について (平成25年7月19日付け保国発第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知) (抄)

## II 国民健康保険について

### 1 不当利得の返還金債権の把握及び管理並びに療養給付費等負担金の算定について

国民健康保険において、不当利得の返還金が発生した場合の国が負担する療養給付費等負担金（以下「療養給付費等負担金」という。）の算定については、「第三者行為に伴う損害賠償金等に係る療養に要した費用の取扱いについて」（昭和40年10月11日保険発第124号。以下「昭和40年124号通知」という。）に基づき算定することとしているところであるが、以下のとおり、不当利得の返還金債権の把握及び管理並びに療養給付費等負担金の算定及び交付が適正に行われていない保険者の類型に応じ、適切に対応すること。

- (1) 不当利得の返還金債権額が確定しているが、返還金として調定していないものがある場合においては、収納されるか否かにかかわらず、速やかに調定し、債権管理を行うこと。
- (2) 不当利得の返還金が発生しているが、返還金債権額の確定処理を行っていない場合においては、保険者において点検を行い、返還金債権額を確定させ、収納されるか否かにかかわらず、速やかに返還金として調定し、債権管理を行うこと。
- (3) (1) 及び (2) の場合においては、昭和40年124号通知の1(2)～(4)に基づき、不当利得の返還金の額に係る療養に要した費用についての療養給付費等負担金の額を、調定した年度において交付すべき療養給付費等負担金の総額から控除すること。
- (4) 不当利得の返還金として調定を行っているにも関わらず、調定した年度の療養給付費等負担金の総額から、不当利得の返還金の額に係る療養に要した費用についての療養給付費等負担金の額を控除していない場合においては、当該年度の療養給付費等負担金総額から控除するよう修正した上で、再度、療養給付費等負担金の実績報告書の提出をするとともに返還の手続きをすること。

なお、当該返還手続きについては、別途連絡する予定であること。

## 説明資料（管理番号352）

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

# 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）

## 記載内容

- 児童福祉法（昭22法164）、国民健康保険法（昭33法192）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

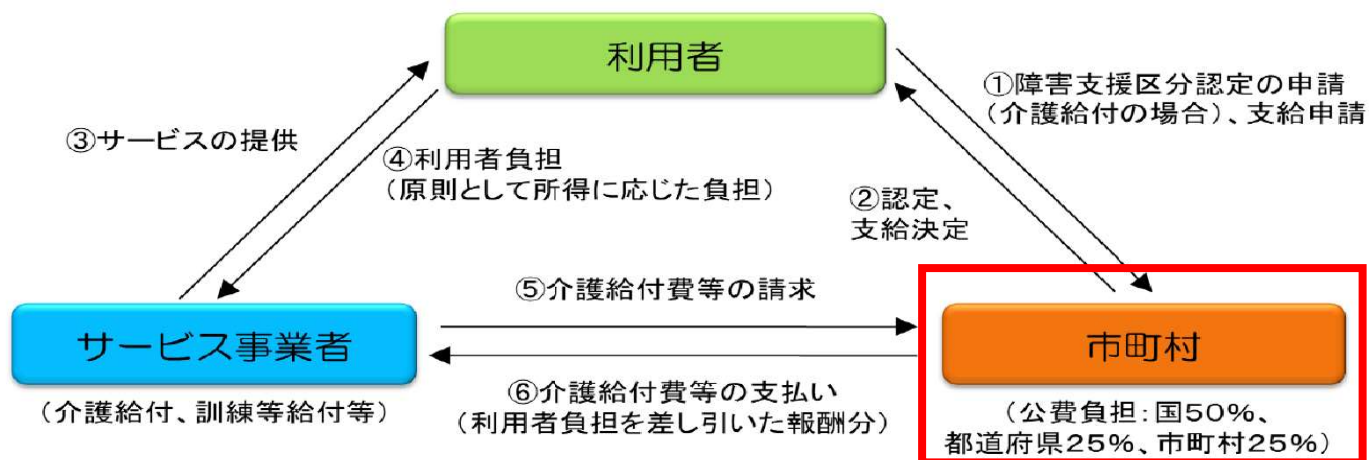
各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（児童福祉法57条の2第2項、国民健康保険法65条3項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律8条2項）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 現行制度について

## 現行制度

- 市町村は、支給決定を受けた障害者等が、都道府県等（都道府県、政令指定都市又は中核市）が指定する障害福祉サービス事業者等から当該指定に係るサービスを受けたときに、介護給付費等を支給することとされており、当該障害者等に代わり、当該障害福祉サービス事業者等に支払うことができることとされている。
- 介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に関する返還請求についても市町村が行うこととされている。
- 介護給付費等については、市町村の支弁とされ、その一部について国が負担するとされており（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）、国庫負担金を交付している。
- 当該交付金が過大に交付されている場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、国は市町村に対して返還を命じなければならないこととされている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



# 障害者自立支援給付費における事業者の不正等による返還請求及び返還等の状況 (令和8年7月厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課調査結果)

## <各市町村における返還請求・不納欠損の状況>

### ○金額ベース

(単位：千円)

年度	返還請求額			不納欠損額	返還未済額
	本体	加算	合計		
R2	1,248,288	225,286	1,473,574	203,518	2,933,282
R3	1,450,907	325,722	1,776,629	118,401	3,462,748
R4	1,608,493	364,376	1,972,869	342,013	3,761,905
R5	1,910,451	414,311	2,324,762	205,270	4,760,492
R6	3,410,043	767,630	4,177,673	390,705	5,642,663
合計	9,628,182	2,097,325	11,725,507	1,259,907	

### ○件数ベース

(単位：件)

年度	返還請求 件数	不納欠損 件数
R2	923	17
R3	2,260	22
R4	2,717	35
R5	2,930	27
R6	3,839	59
合計	12,669	160

注1 調査回答数：1,244/1,741市町村

注2 返還請求額・件数：当該年度に返還請求を行ったもの

注3 不納欠損額・件数：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度に不納欠損処理を行ったもの

注4 返還未済額：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度末時点で返還が未済のもの

## 障害児入所給付費等国庫負担金における事業者の不正等による返還請求及び返還等の状況 (令和8年7月 こども家庭庁支援局障害児支援課調査結果)

### <各市町村における返還請求・不納欠損の状況>

(単位：千円)

○金額ベース

年度	本体	加算	合計	不能欠損額	返還未済額
R2	592,146	92,508	684,654	14,669	820,965
R3	583,150	171,211	754,361	36,251	790,435
R4	1,205,475	356,087	1,561,562	106,712	1,826,379
R5	738,665	128,140	866,805	272,710	1,841,959
R6	1,135,681	383,933	1,519,614	194,421	2,182,470
合計	4,255,117	1,131,879	5,386,996	624,763	-

(単位：件)

○件数ベース

年度	返還請求件数	不納欠損件数
R2	616	2
R3	767	5
R4	1,449	11
R5	1,554	15
R6	853	20
合計	5,239	53

注1 調査回答数：994/1,741市町村

注2 返還請求額・件数：当該年度に返還請求を行ったもの

注3 不納欠損額・件数：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度に不納欠損処理を行ったもの

注4 返還未済額：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度末時点で返還が未済のもの

# 參考資料

## 事業所の不正・算定誤りによる過大請求の未然防止に係る周知 (令和8年3月26日 障害保健福祉関係主管課長会議資料(抜粋))

### 8 障害福祉サービス事業の適切な運営について

#### (1) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

##### ア 障害者自立支援給付費国庫負担金の再確定について

障害者自立支援給付費負担金については、令和5年度以前(R1~5)の交付額について、令和7年度において再確定を行っている。(862件、返還額910百万円・追加交付額760百万円)

これは、会計検査院による検査や市区町村における自主監査等によって、国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。その結果、関係者各々の事務負担も増加しているものである。

**各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認の際には二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。**

# 障害者自立支援給付費国庫負担金の返還に係る周知 (令和8年3月26日 障害保健福祉関係主管課長会議資料(抜粋))

## 8 障害福祉サービス事業の適切な運営について

### (1) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

#### ウ 障害者自立支援給付費国庫負担金の返還について

障害者総合支援法に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされている。また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとして国庫負担金を交付している。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならない、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第3項に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用されないこととなる。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、各都道府県において、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただきながら、上記アに記載した、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくようお願いしたい。

# 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン

## 概要

就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保のため、指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインを作成

- ① 新規指定時に自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
- ② 自治体の指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、運営状況を把握するための負担軽減になるチェックツール等の開発・提供

## 現状と課題

障害者の就労能力の向上に寄与しない事業を就労継続支援サービスとして行っている事業者の参入があるといった指摘

- ▶▶▶ 先々の運営に関して疑問が残る場合でも、指定申請書及び関係書類が揃っていれば指定申請自体を不受理にできない等の課題
- ・就労系障害福祉サービスの運営に当たっては生産活動や民間企業の決算書類に関する知識などが必要とされるが、指定・指導事務の担当年数が3年未満の自治体職員が半数以上で、専任的な担当者が少ないため、制度理解や書類審査に難しさを感じる職員が多いという課題

## ガイドライン



- ✓ 障害者支援や障害者福祉制度など、円滑な障害福祉サービスの提供に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労支援会計など事業運営に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労の知識と能力を高める支援内容になっているか
- ✓ 安定した収益が見込める生産活動の確保ができていますか

### ① 新規指定時の確認

事前説明／事業計画書等審査（開所予定地がある市町村への事業計画の説明・ニーズ把握の状況及びサービス選択理由・利用者の募集方法・生産活動の具体的な内容及び収入見込み・生産活動シート・既存事業所の運営状況の確認）／専門家会議審査／指定申請審査／現地審査 等

### ② 運営状況の把握

通常の運営指導の  
主眼事項・着眼点



生産活動・会計状況の実態把握

- ✓ 「生産活動シート」の活用 → 生産活動収支・取引先情報の確認
- ✓ 生産活動の実態 ✓ 会計情報の確認 ✓ 工賃・賃金支払い状況の確認

自治体の指定・指導業務  
の適切な実施  
就労継続支援の質の確保

【生産活動シート】

The form is titled '生産活動内容と収支状況に関するシート' (Sheet regarding production activity content and financial status). It is for '就労継続支援 A 型' (Type A of supported employment continuation). The form includes sections for: 1. 事業所概要 (Business Overview), 2. 生産活動内容 (Production Activity Content), 3. 生産活動収支の状況 (Status of Production Activity Income/Expense), and 4. 生産活動内容の内訳構成 (Breakdown of Production Activity Content). It contains various tables for recording dates, activities, and financial data.

# 共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて

## 概要

### グループホームの適切な事業運営の確保のため、指定共同生活援助事業所の運営や支援に関するガイドラインを作成

- ・ 基準省令や解釈通知の内容を中心に、共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準を提示

## ガイドラインの概要

▶ 共同生活援助に関する人員・設備・運営の基準省令の規定、解釈通知の内容を体系的に整理するほか、以下についても記載

- ・ 障害者福祉の基本理念、権利擁護（虐待の防止、意思決定支援）
- ・ 共同生活援助の従業者の役割・要件、共同生活援助が連携すべき関係機関
- ・ 日常生活の支援の中で行う、利用者の意思の尊重や健康管理
- ・ 退居や一人暮らし等に向けた支援・退居後の支援、利用者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援
- ・ 支援の質の向上のための取組（従業者の知識・技術の向上、研修の受講機会の提供、権利擁護に関する設置者・管理者の責務、他の事業所との交流）

（別添資料）

- ・ 事業所が運営状況やサービスを自己評価するためのチェックシート
- ・ 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等の一覧

## ガイドラインを活用した質の確保への取組

- ・ 基準省令第210条の5第5項で「指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている一方、解釈通知等において、その具体的な方策等は示されていない。
- ・ このため、事業者の取組として、「質の評価及び改善を図るに当たって、本ガイドラインを参考にする」旨を解釈通知で示すことを今後検討する。
  - ✓ ガイドラインに基づいた自己評価を事業所ごとに作成し、法人・事業所内での共有やホームページ等での公表を行うほか、地域連携推進会議で報告し、会議の構成員から客観的な助言を受けること等を通じて、支援の改善につなげていくことを想定

## 【自己チェックシート】

別添 共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン 自己チェックシート

【チェックシートの趣旨】  
 本事業所に適切なサービスを提供するための目的は、事業者自らや委託先に運営状況をモニタリングし、常にサービスの質の向上を図ることが目的です。  
 本事業所のサービスは、利用者の権利擁護（虐待の防止、意思決定支援）に関するガイドラインに基づいて提供されるべきであり、常にその改善を図らなければならないものとします。  
 本事業所のサービスは、利用者の権利擁護（虐待の防止、意思決定支援）に関するガイドラインに基づいて提供されるべきであり、常にその改善を図らなければならないものとします。  
 本事業所のサービスは、利用者の権利擁護（虐待の防止、意思決定支援）に関するガイドラインに基づいて提供されるべきであり、常にその改善を図らなければならないものとします。

分類	No.	チェック項目	はい	いいえ	記入している場合、改善が必要と判断される理由	ガイドラインページ
人員	1	指定共同生活援助事業所に定められる従業者の人員の確保は確保されているか。				9-11
	2	利用者に対して適切なサービスを提供するために、適切な従業者の勤務体制が確保されているか。				13-14
設備	3	利用者の居住、生活又は活動上必要な明確な利用者の生活環境が確保されているか。また、入居施設又は居住環境の整備が確保されているか。				14-15
	4	利用者の居住、生活又は活動上必要な明確な利用者の生活環境が確保されているか。また、利用者の生活環境の整備が確保されているか。				14-15
	5	利用者の居住、生活又は活動上必要な明確な利用者の生活環境が確保されているか。また、利用者の生活環境の整備が確保されているか。				14-15
	6	利用者の居住、生活又は活動上必要な明確な利用者の生活環境が確保されているか。また、利用者の生活環境の整備が確保されているか。				15-16
	7	利用者の居住、生活又は活動上必要な明確な利用者の生活環境が確保されているか。また、利用者の生活環境の整備が確保されているか。				15-16
	8	利用者の居住、生活又は活動上必要な明確な利用者の生活環境が確保されているか。また、利用者の生活環境の整備が確保されているか。				15
	9	利用者の居住、生活又は活動上必要な明確な利用者の生活環境が確保されているか。また、利用者の生活環境の整備が確保されているか。				15

# 障害福祉サービス事業者等の指定のガイドラインの概要

## ① 指定事務の流れ

### ガイドライン案の概要

- 障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、サービスの質の確保が極めて重要な課題となっている。
- こうした状況下で、事業の入り口となる「事業者指定」を担う指定権者（都道府県、指定都市、中核市等）は、サービスの質の確保という観点で非常に重要な役割を担っている。
- 本ガイドラインでは、指定事務を行うにあたって指定権者が遵守することが望ましい指針を示すとともに、質の向上に向けた効果的な取組事例や、いわゆる総量規制・意見申出制度といった指定事務に関連する制度の具体的な活用方法を示したものである。

### ■ 指定の流れ（例）

#### ① 事前相談・事前確認

指定希望者との面談・説明会等の機会を設け、制度概要や必要事項を①説明するとともに、事業内容・指定基準の理解・開設予定地域のニーズ等について、代理人ではなく直接事業者へ②確認することが望ましい。

①説明事項の例：法令・基準の遵守、違反時のペナルティ、いわゆる総量規制・意見申出制度の実施有無、報酬の性質、その他留意事項、等

②確認事項の例：事業開始の理由、法人理念、人員・設備の状況、ニーズ調査の実施状況、別事業所の運営状況、主として想定している受け入れ対象者や支援内容 等

#### ② 市町村との意見交換 (意見申出制度の活用)

事前相談等の指定前のタイミングにおいて、あらかじめ指定希望者に対して、意見申出制度に基づき指定の際に条件を付与することがある旨を伝えておくことが望ましい。

○都道府県：管内市町村への意見照会の実施、市町村意見に対する条件付与の検討

○指定都市／中核市：障害福祉計画等との合致の確認、意見申出制度に基づく条件付与の検討

#### ③ 指定申請審査

指定申請内容や他法令への適合において問題がある場合は、指定日を延期することも考えられる。指定申請書類（※）の中では、特に以下の不備が見られることが多いため、審査の際には留意が必要。

○運営規程：記載が必要な項目が抜けている等

○従業者の勤務の体制・勤務形態：基準に必要な人員が配置されていない、常勤換算の計算の誤り等

○管理者・サービス管理（提供）責任者の経歴書：必要な実務経験日数が足りていない等

※標準様式を使用すること  
(R8.4月～)

#### ④ 現地審査

指定予定日までに利用者を受け入れられる状態となっているか確認するため、以下の観点を踏まえて現地審査を実施することが望ましい。

○法令で定められた設備要件が守られているか 出退勤管理等運営基準の整備状況等  
○物件の改修工事が完了しているか 事業開始に必要な設備や備品が揃っているか  
○消防署の指導による設備設置が完了している 〇サービス提供記録の雛形や掲示物、職員の

#### ⑤ 指定

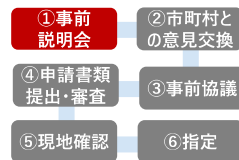
指定後は、新規指定事業者を対象に、運営に必要な書類が整備されているか、適切な支援がなされているか等を確認するため、指定後の運営指導を行うことが望ましい。

上記を行う場合は、指定を行う際に、新規指定事業者に対し、今後、運営の実態を把握する目的で運営指導等を行う旨を伝える。

### ■ サービスの質の確保に向けた指定事務の取組事例

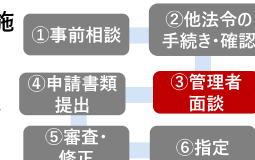
#### ○事前説明会の実施

指定希望者を集め、法令や各種制度の理解促進のための事前説明会を実施。新規指定の際は説明会への参加を必須とし、その後事前相談へ進めるフローとしている。



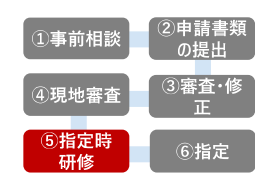
#### ○指定前の管理者面談の実施

代理人ではなく指定希望者と直接面談し、指定基準や各種制度の理解を深めるとともに、指定希望者の知識や経験を把握することで指定後の運営指導に繋げている。



#### ○指定時研修の実施

指定予定者を集め、指定前研修を実施。指定後の手続きについての説明や、運営時の留意事項等を説明することで、予防的運営指導の役割が期待でき、適切な運営や制度理解を促している。



#### ○その他の取り組み

- 指定事務の一部委託（職員のリソースを質確保に割くため）
- 公募の実施（次ページにて説明） 等

## (参考) 参照条文①

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

#### (不正利得の徴収)

- 第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。
- 3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

#### (介護給付費又は訓練等給付費)

- 第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。
- 2～3（略）
- 4 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなす。
- 6 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の主務大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 7 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。
- 8（略）

## (参考) 参照条文②

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

#### (指定障害福祉サービス事業者の指定)

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一～十三 （略）

4 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、主務省令で定める基準に従い定めるものとする。

5 （略）

6 関係市町村長は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

#### (市町村の支弁)

第九十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費（以下「障害福祉サービス費等」という。）の支給に要する費用

二～六 （略）

#### (国の負担及び補助)

第九十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものを負担する。

一 第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十

二・三 （略）

2 （略）

## (参考) 参照条文③

### 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

② （略）

第二十一条の五の七 （略）

②～⑩ （略）

⑪ 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者から指定通所支援を受けたとき（当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に支払うべき当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者に支払うことができる。

⑫ 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

⑬ 市町村は、指定障害児通所支援事業者から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第二十一条の五の十九第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

⑭ 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

## (参考) 参照条文④

### 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十一条の五の十五 第二十一条の五の三第一項の指定は、内閣府令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

② 放課後等デイサービスその他の内閣府令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の二十第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一～十四 （略）

④ 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、内閣府令で定める基準に従い定めるものとする。

⑤ （略）

⑥ 関係市町村長は、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十一条の五の三第一項の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

⑦ 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、第二十一条の五の三第一項の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

⑧ 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十一条の五の三第一項の指定を行うに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

二～八 （略）

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号、第七号及び第八号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

## (参考) 参照条文⑤

### 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第五十七条の二 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

② 市町村は、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

③～⑤ （略）

⑥ 前各項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

## (参考) 参照条文⑥

### 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）

#### （定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2・3 （略）

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- 二 （略）

#### （決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

#### （補助金等の返還）

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。